

1 性犯罪・性暴力への対策の推進 （性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）

第4次男女共同参画 基本計画

（平成27年12月閣議決定）

- ワンストップ支援センターの設置促進
- 診断・治療等に関する支援の充実
- 専門家の養成、関係者等の連携

【成果目標】

○ワンストップ支援センターの設置数

H27.11時点25か所

⇒H32までに、各都道府県に最低1か所

女性活躍加速のための 重点方針2018

（平成30年6月策定）

- ◆ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進
- ◆ ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上
- ◆ ワンストップ支援センターにおける支援の実態や課題の把握
- ◆ SNS等を活用した相談しやすい体制の充実等の検討

今後の取組

- **H30.10全都道府県設置達成**
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの機能拡充（31年度予算額 2.1億円）
 - ① **24時間化**への取組支援
 - ② **拠点となる病院の整備等**への支援
- ワンストップ支援センターの体制強化に向けた調査実施
- SNSを活用した相談、ネットパトロール等を行っている民間団体の協力を得て、現状と課題を整理し、相談対応のノウハウをとりまとめ。（31年度予算額 0.1億円）

→ **H31以降、SNS等を活用した相談等を試行的に実施**し、更なるノウハウの蓄積を行う。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能充実

目 的

- 設置促進
(全都道府県に最低1か所→H30.10に前倒し実現)

シフト

- 運営の安定化
- 質の向上

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

課題①

相談対応力の欠如
(人材の不足)

平成30年度予算額	187百万円
平成31年度予算額	210百万円

- ◆ 交 付 先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : ①相談センターの運営費等(人件費(24時間対応への取組加算あり)等、研修経費、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化(マニュアル作成等)、法的支援)
②被害者の医療費等(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)
③拠点病院化の経費(資機材購入費等)
- ◆ 交 付 率 : 1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ 平成31年度予算案の方向性: 交付金の使い勝手の改善(拡充)
 - ①24時間化への取組支援
 - ②拠点となる病院の整備等への支援
 - ③SNS等を活用した相談、男性相談等、先進的な取組への支援

予算の増額
(人件費を確保)

調査・研究事業

課題②

地方における
SNS対応等のノウハウの欠如

平成30年度予算額	10百万円
平成31年度予算額	21百万円の内数

- 概要 :
 - ・ SNSを活用した相談、ネットパトロール等を行っている民間団体の協力を得て、相談員の対応力向上のためのノウハウをとりまとめ。(30年度)
 - ・ 相談ダイヤル3桁化、コールセンターの活用に向けた検討(31年度)
- 平成31年度以降の対策の方向性 : SNSを活用した相談等を試行的に実施し、さらなるノウハウの蓄積を行う。

ワンストップ支援センターの形態

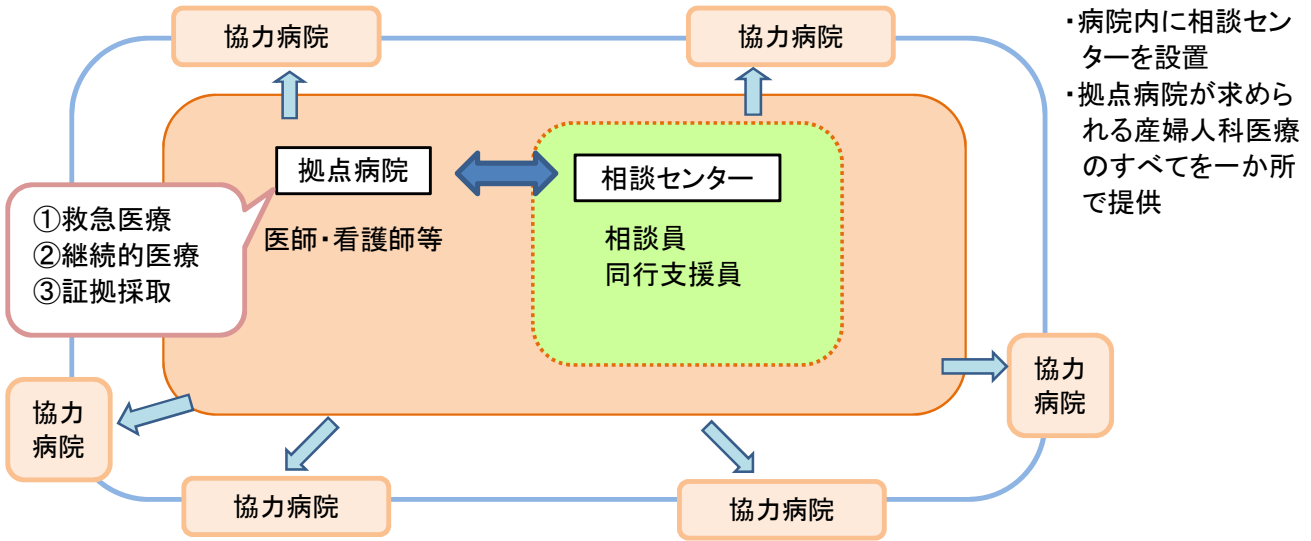
→ 地域の実情を踏まえて整備

※センターに求められる産婦人科医療

- ①救急医療
 - ②継続的医療
 - ③証拠採取 等
- ⇒ 24時間

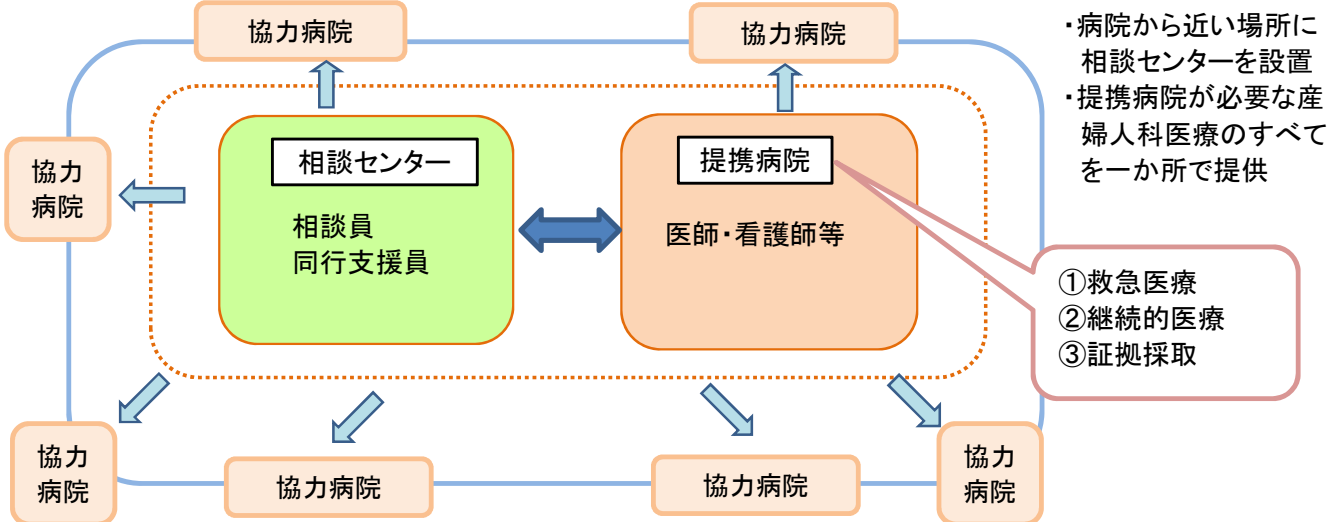
病院拠点型

8府県(うち24時間対応 5府県)



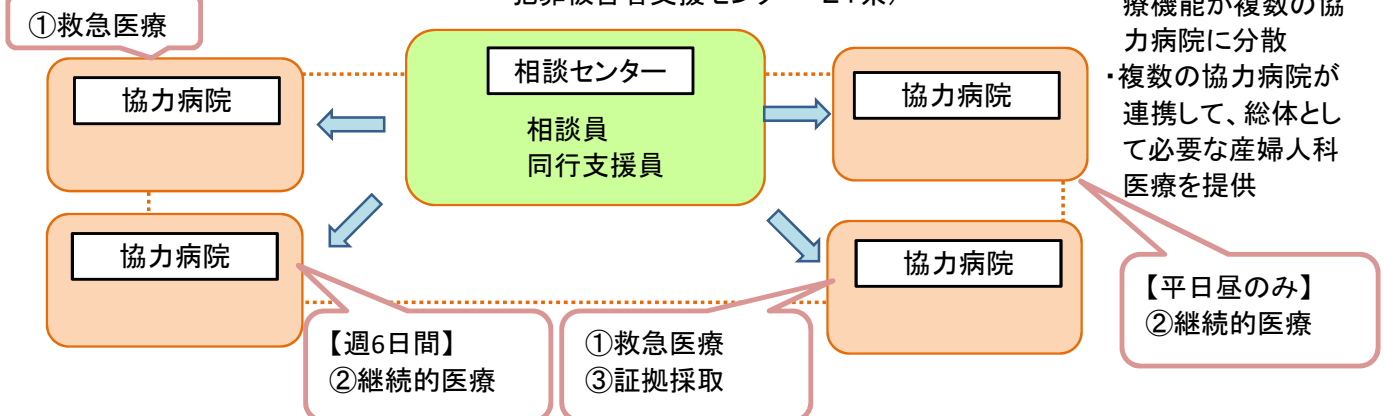
相談センター拠点型

3都県(うち24時間対応 1都県)



連携型

36道府県(うち24時間対応 12県、
犯罪被害者支援センター 21県)



行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」一覧

平成30年11月1日現在
内閣府男女共同参画局

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称（愛称）	形態 （注）	ワンストップ支援 開始年月日	番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称（愛称）	形態 （注）	ワンストップ支援 開始年月日
1	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）	連携	H24.10.1	25	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）	病院	H26.4.1
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	連携	H29.4.1	26	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA(サラ)）	連携	H27.8.10
3	岩手県	はまなすサポート	連携	H29.10.1	27	大阪府	性暴力救援センター・大阪SACHICO	病院	H22.4.1
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	連携	H26.4.1	28	兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	連携	H29.4.1
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）	連携	H29.10.2	29	奈良県	奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）	連携	H30.10.2
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）	連携	H28.4.25	30	和歌山県	性暴力救援センター和歌山（わかやまmine）	病院	H25.7.16
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」	連携	H25.4.1	31	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）	連携	H29.1.13
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	連携	H27.11.4	32	島根県	性暴力被害者支援センターたんぽぽ	連携	H27.3.23
9	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	病院	H27.7.1	33	岡山県・岡山市	被害者サポートセンターおかやま（性犯罪被害者等支援センターおかやま）	連携	H25.1.28
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター（Saveぐんま）	相談	H27.6.25	34	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	連携	H28.8.30
11	埼玉県	埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン	連携	H25.9.4	35	山口県	性暴力被害者支援システム「あさがお」	連携	H29.1.23
12	千葉県・千葉市	千葉性暴力被害支援センターちさと 千葉犯罪被害者支援センター（CVS）	病院	H26.7.1 ※H29.10.1 体制変更	36	徳島県	性暴力被害者支援センター「よりそいの樹 とくしま」（中央・南部・西部）	連携	H28.7.1
13	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター （性暴力救援ダイヤルNaNa）	相談	H27.7.15 ※SARC東京H24.6.1開設	37	香川県	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」	連携	H29.4.1
14	神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）	連携	H24.2.1 ※29.8.1 体制変更	38	愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター	連携	H30.9.1
15	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	連携	H28.12.1	39	高知県	性暴力被害者サポートセンターこうち	連携	H30.4.1
16	富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	連携	H30.3.1	40	福岡県・福岡市・ 北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	連携	H25.7.30
17	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）	連携	H29.10.2	41	佐賀県	性暴力救援センター・さが（さがmirai）	病院	H24.7.2
18	福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」	病院	H26.4.1	42	長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」	連携	H28.4.1
19	山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぽ ももこ）	連携	H30.4.1	43	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと	連携	H27.6.1
20	長野県	長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）	連携	H28.7.27	44	大分県	おおいた性暴力救援センター（すみれ）	相談	H28.4.1
21	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	連携	H27.10.15	45	宮崎県	性暴力被害者支援センター（さぽーとねっと宮崎）	連携	H28.7.1
22	静岡県	静岡県性暴力被害者支援センター（SORA）	連携	H30.7.2	46	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）	連携	H28.2.10
23	愛知県	ハートフルステーション・あいち 性暴力救援センター日赤なごや なごみ	病院	H22.7.26	47	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	連携	H27.2.2
24	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	連携	H27.6.1					

（注）病院：病院拠点型、相談：相談センター拠点型、連携：相談センターを中心とした連携型

2 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に係る対応)

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援の在り方等の検討
- 各種性犯罪への対応(ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等への厳正な取締り)
- 子供に対する性的な暴力の防止、相談・支援等
- 児童買春対策の推進
- 広報啓発の推進 等

女性活躍加速のための 重点方針2018

(平成30年6月策定)

- ◆ 「いわゆるAV出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月)に基づく取組の推進
- ◆ 若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討
- ◆ 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実等(国民に対する意識啓発)

今後の取組

- 左記対策に係るフォローアップ調査結果に基づくより一層の取組の推進
- AVJK被害防止月間(4月)
- SNS等インターネットを活用した若年層における女性に対する暴力の相談の試行的実施。(再掲)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（概要）

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書等を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した（議長：加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員）。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した（同年3月31日）。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりとまとめた。

緊急対策（平成29年4月）の実施結果

1 取締り等の強化

- ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
- ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
- ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
- ・ 一斉補導等により補導・保護した児童数 40名 等

2 被害防止のための教育・啓発の強化

- ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設（アクセス数 93,380件）
- ・ インターネット広告等による啓発動画の発信（動画再生数合計 約 230万件）
- ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催（約 1,600人参加）
- ・ 被害防止教室等の実施（約 2,700回、約 432,000人）
- ・ 街頭キャンペーンの実施（約 1,400回）
- ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等

3 相談体制の充実

- ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
- ・ 相談等件数 アダルトビデオ関係 9件
「JKビジネス」関係 14件

今後の対策（主なもの）

1 更なる実態把握

- ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
- ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】

2 取締り等の強化

- ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
- ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
- ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】

3 教育・啓発の強化

- ・ 毎年4月、「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」の実施【関係府省】
- ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
- ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】

4 相談体制の充実

- ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
- ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
- ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の検討【厚労省】

5 保護・自立支援の取組強化

- ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
- ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】

6 その他

- ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
- ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

訴求 ポイント

- ・性的な行為について、自分が嫌なことは拒否でき、また、相手側も嫌がることをやってはいけないこと。
- ・専門的な支援を行う相談先があるので、不安なことがあれば、ひとりで悩まず相談してほしいこと。
- ・A V J K問題は被害者の自己責任とする風潮を改め、社会の問題意識を高めること。

若年女性向け(10代後半～20代前半)

<WEB動画広告>

- 若者への影響力が大きい媒体を活用した動画広告の配信
⇒ YouTube、LINE、Instagram、Twitter
- 若年層に人気のアプリへの動画広告の配信

<ターゲットを絞った情報提供>

- 被害者や興味関心が高いと思われるユーザーに対する情報提供
(Google、Yahoo!)
- 動画広告を視聴したユーザーへのバナー広告

<WEBタイアップ広告>

- マイナビティーンズ(ティーンズによる座談会)やマイナビ学生の窓口(漫画コンテンツ)の活用

<街頭ビジョン、大学内サイネージ>

- 若年女性が多く集まる場所における街頭ビジョン(全国主要5都市)や入学直後の人が多い時期の大学内サイネージ(全国71大学)の活用

国民全般向け

<新聞広告>

- 新聞記事下広告
(全国紙、地方紙73紙)

<ポスター・リーフレット>

- 大学や自治体等へ配布

政府広報オンライン 特集ページへ誘導

- 悪質な手口の紹介
- 相談事例の紹介
- 相談窓口一覧
- 広報物の紹介、ダウンロード

NO!

AV出演強要
JKビジネス

ほんつとに悪質!!
だから知っておいて、
その手口。

「誘って、ダメして、逃がさない!」意に反する性的な行為は暴力です



甘い言葉で「誘う」!

- モデルにならないかと声をかける。
- 初心者OK・高時給なバイトがあると誘う。



巧妙に「ダメす」!

- 優しく接して契約書にサインさせる。
- ウソで安心させ、性的な行為を強要。



脅して「逃がさない」!

- 断れば高額な違約金が発生すると脅す。
- 家族にばらす、ネットで公開すると脅迫。

イヤだと思ったら、やらなくていい。逃げていい。



政府広報 | 内閣府

不安に思ったら相談を **政府広報オンライン** 検索



NO!

AV出演強要
JKビジネス

AV出演強要、 JKビジネスの被害、 相談してください。

 プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

■「AV出演強要」「JKビジネス」に関するトラブル

警察相談専用電話

犯罪被害の未然防止に関する相談等各種相談に応じる窓口です。



#9110

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口につながります。(最寄りの警察署でも対応します。)

【土日・祝日及び執務時間外】

24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内で対応します。

■性犯罪・性暴力被害

性犯罪被害相談電話

性犯罪の被害等の相談に対応します。



ハートさん
#8103

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

【土日・祝日及び執務時間外】

当直が対応します。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行います。(各センターによって、支援内容は異なります。)



詳細は下記のページをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf



■法的トラブル

日本司法支援センター(法テラス)

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。



法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

IP電話からは
03-6745-5600

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時 *祝日・年末年始を除く

*メールによるお問い合わせは法テラスホームページで24時間受付中。

■性的画像を含むインターネット上の問題

女性の人権ホットライン(法務局)

女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について相談を受け、事案に応じた適切な対応を行います。



0570-070-810

最寄りの法務局・地方
法務局につながります。

【平日】

午前8時30分～午後5時15分

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談について、アドバイス等をメールで行います。



【ウェブフォームにて24時間受付】

<http://www.ihaho.jp/>



若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進経費（内閣府男女共同参画局推進課）

平成31年度予算概算決定額 0.1億円【うち優先課題推進枠0.03億円】

（平成30年度予算額 0.04億円）

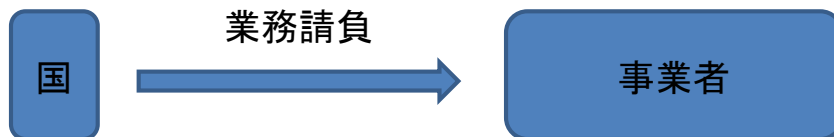
事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強力に推進することとされています。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止することとされています。
- 女性活躍加速のための重点方針2018においては、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分に配慮し、適切な対応をとることができるよう、各機関における連携を更に促進するとともに、職務関係者に対する研修等を充実させ、支援に携わる人材の育成を図ることとされています。
- これらを踏まえ、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施します。また、若年層における被害の潜在の防止に向け、SNS等インターネットを活用し、若年層がつながりやすい手法を用いて相談を受け付けます。

事業イメージ・具体例

- 若年層における女性に対する暴力の予防啓発研修
 - ・主な対象：若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等（教職員、行政職員、民間団体）
 - ・開催回数：3回（地域ブロック別、各地域1回）
 - ・開催時期：平成31年6～8月（予定）
 - ・参加者数：80～100名程度
- SNS等インターネットを活用した若年層における女性に対する暴力の相談の試行的実施
 - ・開催時期：平成31年8月（予定）
 - ・主な対象：30歳までの男女
 - ・相談手法：SNS、インターネット掲示板、面談等
 - ・受付体制：若年層の相談に実績がある民間団体
- 有識者検討会の開催
 - ・検討会委員：5名
 - ・開催回数：4回

資金の流れ



期待される効果

- 多様化する若年層における暴力への理解や、若年層に対する教育・啓発を担う人材の育成を促進することにより、若年層の被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止が図られます。